

寄稿

企業の競争力と知的資産



住田 孝之 (すみた たかゆき)
経済産業省 経済産業政策局
知的財産政策室長

1. 企業経営における知的資産の活用の重要性

我が国経済は現在、少子高齢化と経済活動のグローバル化という2つの大きな状況の変化に直面している。少子高齢化の進展は、間もなく総人口の減少をもたらし、2050年には我が国の総人口は9,000万人台になるような人口減少の中で、国内経済の量的拡大は困難であり、企業にとっては、国内での量的拡大をベースとした利益の確保は極めて難しくなっている。また、経済活動のグローバル化は、国境を越えた企業間競争の激化をもたらし、生産等のコストが極めて低いアジア諸国の台頭により、我が国企業にとっては、単なる価格競争・コスト競争では経営が成り立たない状況になりつつある。

このような状況の中で、企業が競争力を強化させ、中長期的に利益体質を持続しつつ存続していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、弱みを克服しつつ、経営・開発・生産・販売力等さまざまな側面で他者の追従を許さないような状況を実現していくことが重要になる。すなわち、他者には真似のできない商品やサービスの提供を通じて、レント（超過利潤・超過利益）を確保する必要があり、それが企業価値を高めることにつながる。

こうした他者の追従を許さないような状況を実現するためには、さまざまな要素を利用することができるが、企業に固有の人材の能力、組織としての力、経営者のリーダーシップ、技術やノウハウ、ブランド力、顧客や取引先とのネットワークや信頼など、目に見えない資産が重要な要素であると考えられる。これらを知的資産と総称する。

こうした知的資産は、財務諸表などのように数値化されておらず、また目に見えない資産であるため認識されにくいのが、企業が持続的な利益をあげていくための大事な源泉であり、これを活用する経営を行うことによって、企業価値を高めることが可能になる。ただし知的資産はあくまで価値の源泉であり、それ自体が価値を生むわけ

ではなく、活用しなければ価値や利益を生まない。知的資産経営のポイントとは企業が自らの有する知的資産をどのように維持、管理、強化、改善し、それをどのように組み合わせて事業に結びつけ、価値を実現していくかということなのである。

2. 知的資産経営情報の開示メカニズムの必要性

企業が持続的成長・発展を重視した知的資産経営を行ったとしても、その価値観や行動が市場をはじめとするステークホルダーによって評価されなければ、企業の自主的な行動は続かない。こうした経営が持続するためには、企業の持続的成長・発展への取組みをステークホルダーが正しく認識し、適正に評価して、それが企業の経済的価値に反映されるようになることが必要である。そのためには、企業が自らの価値観や経営方針を明確にして、それをステークホルダーにわかりやすく説明して、認識を共有することが鍵となる。

現在では、こうした情報のやりとりが十分に行われているとは言えず、財務指標の開示を中心とした現在の状況には企業もステークホルダーも満足しているとは言えない。両者ともに関心があるのは過去の実績ではなく、将来どれだけの成果が期待されるかという点であることから、知的資産経営を通じて企業が将来価値を生み出す可能性を市場等が理解しやすい言葉・ロジックで開示する仕組みを作ることが有益である。市場等による評価の結果、株価は上昇し、資金調達が容易になり、評価の元となった知的資産への新規投資は増えて強みが増大し、ひいては次なる開示につながるといふ好循環が形成されるからである。また適正な評価と、企業とステークホルダーの間での考え方の共有は、敵対的M&Aからの最も根本的な防衛策にもなり得る。

3. 効果的な開示のためのポイント

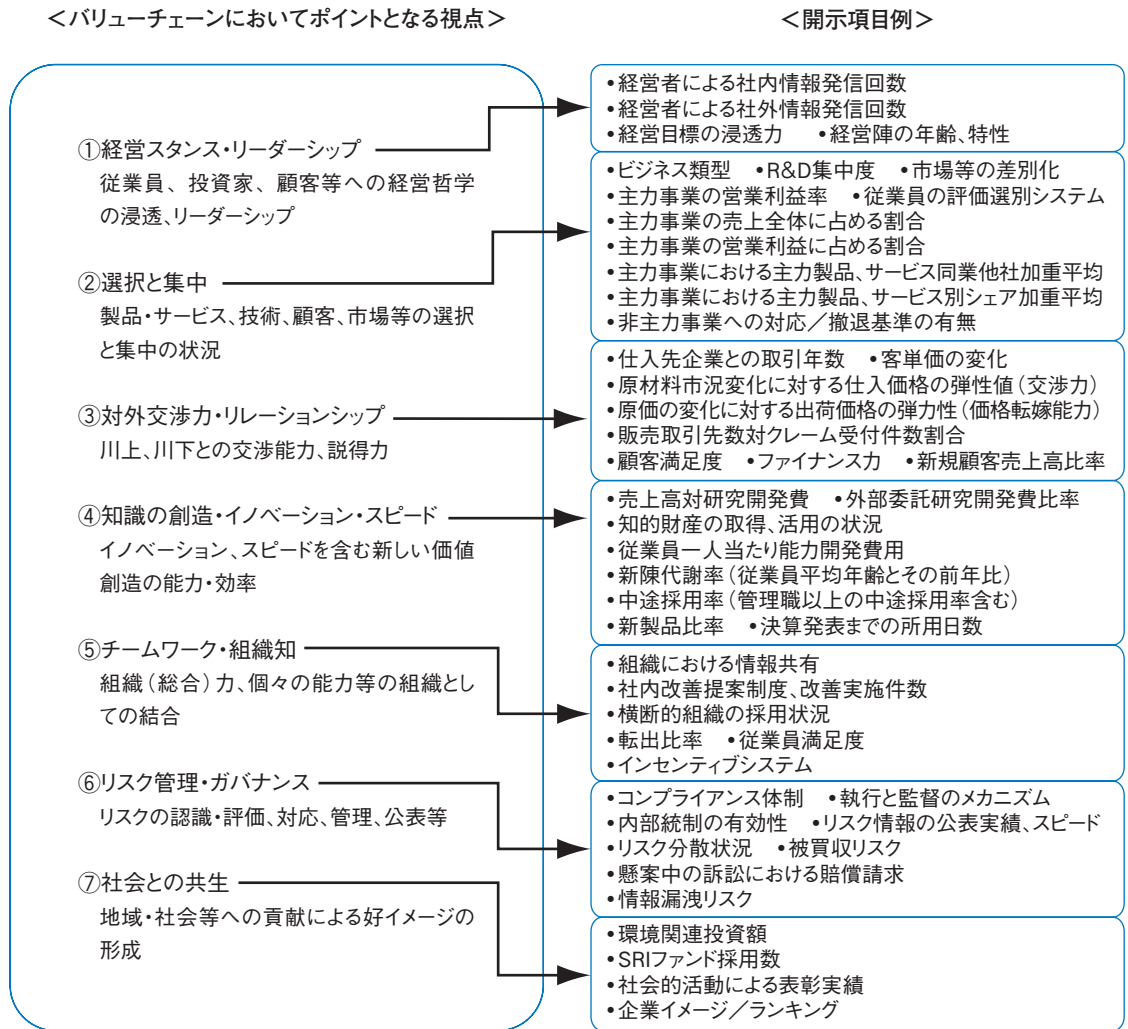
開示に当たりどのような構成にすれば^{しんびょう}信憑性が高い情報となり、内容を理解されやすくなるのだろうか。企業が保有している知的資産の内容、価値創造の方法は企業毎に異なるから、内容についての画一化は意味がない。以下のような論理構成によってストーリーを作り、さらにその内容について特に知的資産に着目した定量的情報（指標）を裏付けに用いることが適当である。

- 「A. 過去において選択と集中を行って経営方針を立て、
 - B. 投資をした結果として、
 - C. その企業に固有の知的資産やそれをベースとした強みが蓄積され、
 - D. 利益などの業績が生まれ、
 - E. 知的資産が永続性を持ち得るバリューチェーンの形で企業の中に定着し、
 - F. 将来の不確実性／リスクを具体的に認識して、それに対処しつつ知的資産やバリューチェーンを活かす経営方針を立て、
 - G. 経営方針に沿って必要な知的資産の維持・発展のために、新規／追加の投資を行い、または有効な資産の賞味期限が切れていないことにより、
- 将来の利益の向上（企業価値の向上）が具体的に…のように予見ができる。」

知的資産をめぐる指標については、これまでの海外での研究においては、200~300種類のものが話題に上るなどしているが、価値創造という観点から特に重要と考えられる以下の7つの横割りのな切り口を基にして、その右側にあるようなものがその例として考えられる（図1）。

こうした開示は、まずはより多くの企業が参加しやすいという点を考慮しつつ、任意のものとして開始すべきものであるが、開示される情

図1 知的資産をめぐる指標



報がより多くの投資判断等のベースとして使われるようになれば、制度的な位置づけも検討する必要がある。なお、この開示は数ページ程度のものでよく、新たな報告書を作成することなく、年次報告書など既存の開示の一部にすることが可能である。また、既に株式公開している大企業だけでなく、公開を目指している企業が対外的にアピールする手段として、また、中小企業がその潜在力を金融機関に示して、資金調達を容易にするためにも活用できると考えられる。

一方こうした開示をするためには、内部管理を行う必要があり、市場に対する説明だけでなく、自社の内部管理も開示を通じてより実効的なものになることが期待される。

4. 諸外国の動向

このような知的資産の開示やそれを含む非財務情報の開示については、諸外国でも検討が進んでいる。1990年代初頭から北欧諸国などで無形資産への関心が高まり、デンマークやオランダでその開示について立法化を行っているほか、ドイツが中小企業について知的資本の開示

ガイドラインを策定した。

一方、非財務情報の開示については、EU指令において、業績に関連する範囲でKPI（指標）を伴う開示が義務化（2003年のEU指令）され、各国が制度整備を行っている。特に英国では、本年3月に事業及び財務報告（OFR）の開示を義務化する法律を制定し、具体的な開示方法についての基準を策定。約1,300社の上場企業全てが、来春から、将来業績を含めて、開示を行うことが義務づけられた。この動きは、既に国際会計基準委員会の下に設置された経営説明のWGでの議論にも反映されており、そこでの検討が今後の国際基準を左右する可能性が高くなってきている。また、民間レベルでも非財務情報を的確に分析するアナリストに機関投資家のグループが報償を与える動き（Enhanced Analytic Initiative）が活発化してきている。

一方、米国ではエンロン事件をきっかけに、まずは財務情報の信頼性を高めるべく、2002年にサーバイズ・オクスレー法（SOX法）が制定され、内部統制の強化を図っている。しかし、あまりに厳格なルールによるコストなども影響して、非財務情報をも重視した事業報告に注目すべきとの考え方が会計士を中心に拡大してきている。

また2004年に日本がOECDにおいて「知的資産と企業価値」のプロジェクトを提案し、来春を目途に各国の実態や制度を比較した報告書がまとめられ、今後の国際的なガイドライン作り

の可能性を模索することとなっている。

こうした動きの中で、最低限我が国における知的資産経営のやり方が国際的な場でも正当に評価され得るような開示のメカニズムが作られることが必要であり、今後、国内での知的資産経営及びその開示の実態の進展を図り、国際的にもアピールしていくことが重要である。

5. 検討の現状と今後の展開

経済産業省においては、知的資産経営に関し、産業構造審議会の下に「経営・知的資産小委員会」を設け（2005年2月）て検討を進め、上記の内容を含む「中間報告書」を8月に小委員会として公表した¹。今後、経済産業省としては、この内容を踏まえ、知的資産経営の開示の具体的な方法、評価者側の留意点などに関し「知的資産経営の開示ガイドライン」を10月頃までに公表する予定である。このガイドラインを踏まえて各企業が、企業経営全般を見通した「知的資産経営報告」を実際に行っていくことが期待される。

また、秋以降、知的資産に関するOECDのカンファレンス（10月イタリア）、国内セミナー（11月）なども相次いで開催の予定であり、我が国における成果を世界に発信していくこととしている。

（注）1 <http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i50812cj.pdf>